

参加表明書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

宮崎県観光SNSを活用した情報発信事業業務委託企画提案競技実施要領及び仕様書の内容を了承の上、企画提案競技に参加したいので、お知らせします。

参加表明者

| | | |
|------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 会社名 | | |
| 担当者 | 所属 | |
| | 氏名 | |
| 連絡先 | 電話 | |
| | 電子メール | |
| 参加資格 該当するいずれかに ○を付けること | 記入欄 | |
| | | 宮崎県競争入札資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」の者 この業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者 ※ 実績を確認できる書類を添付すること |

- ※ 令和8年3月19日（木）17時までに、電子メールにて本様式を送信ください。
※ 送信後2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

送信先

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課 海外誘致・MICE担当

電子メール：kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電話：0985-26-7530

質 問 票

宮崎県観光SNSを活用した情報発信事業業務委託企画提案競技に係る質問について

令和 年 月 日

質問者

| | | |
|-----|-------|--|
| 会社名 | | |
| 担当者 | 所 属 | |
| | 氏 名 | |
| 連絡先 | 電 話 | |
| | 電子メール | |

| | |
|------|--|
| 質問事項 | |
|------|--|

- ※ 電子メールで御提出ください。
- ※ 質問受付期間は、令和8年3月19日（木）17時までです。
- ※ 送信後2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

送信先

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課 海外誘致・MICE担当
電子メール：kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電話：0985-26-7530

参加申込書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

法人名

所在地

代表者名

宮崎県観光SNSを活用した情報発信事業業務委託企画提案競技実施要領及び仕様書の内容を了承の上、企画提案競技に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

添付書類

- 1 企画提案書（様式任意）
- 2 事業者概要（様式第4号）
- 3 同種又は類似業務受注実績（様式第5号）
- 4 誓約書（様式第6号）
- 5 見積書及び見積明細書（様式任意）

| | |
|-------|--|
| 担当者名 | |
| 電話 | |
| 電子メール | |

事業者概要書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

法人名

所在地

代表者名

宮崎県観光SNSを活用した情報発信事業業務委託企画提案競技に参加する事業者概要については、次のとおりです。

| | | | | | |
|----------|------------------------------------------------------------|-----|----|-----|---|
| 名称等 | 法人名 代表者名 所在地 〒 連絡責任者職氏名 電話 FAX 電子メール | | | | |
| 設立年月 | 明・大・昭・平・令 年 月 | 資本金 | 万円 | 従業員 | 人 |
| 主たる業務 | | | | | |
| 本業務の受注体制 | ■委託業務実施に予定する作業人員 実人員 人 | | | | |
| 備考 | | | | | |

※概要が分かる資料（定款、役員名簿、パンフレット等）を添付してください。

同種又は類似業務受注実績(記載例)

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

法人名 ●●●●株式会社

所在地 宮崎県●●市●●

代表者名 宮崎 太郎

宮崎県観光SNSを活用した情報発信事業業務委託に係る同種又は類似業務受注実績は、次のとおりです。

| 番号 | 受託事業 | 受託媒体 | 委託者 | 受託金額 | 受託期間 | 業務概要 |
|----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 宮崎県海外向けSNS運用事業 | FB日本語 FB英語 ● FB韓国語 FB中国語繁体字 ● FBタイ語 ● Instagram(日本語) Instagram(外国語) Weibo WeChat NAVER blog RED | 宮崎県 | ¥8,500,000 | R5.4.1-R6.3.31 | 宮崎県観光推進課の所管する海外向けSNSの運用を受託。フォロワー数の大幅増を達成。FB英・●●人⇒●●人、FB繁・●●人⇒●●人…を達成。 |
| 2 | インバウンド向け情報発信事業 | FB日本語 FB英語 ● FB韓国語 ● FB中国語繁体字 ● FBタイ語 Instagram(日本語) Instagram(外国語) Weibo WeChat ● NAVER blog RED | 宮崎県観光協会 | ¥9,000,000 | R6.6.1-R7.2.1 | 宮崎県観光協会の所管する海外向けSNSの運用を受託。フォロワー数の大幅増を達成。インフルエンサーの活用や、オンラインツアーを実施。FB英・●●人⇒●●人、FB繁・●●人⇒●●人…を達成。(パートナー □□株式会社受託) |
| 3 | | FB日本語 FB英語 FB韓国語 FB中国語繁体字 FBタイ語 Instagram(日本語) Instagram(外国語) Weibo WeChat NAVER blog RED | | | | |
| 4 | | FB日本語 FB英語 FB韓国語 FB中国語繁体字 FBタイ語 Instagram(日本語) Instagram(外国語) Weibo WeChat NAVER blog RED | | | | |
| 5 | | FB日本語 FB英語 FB韓国語 FB中国語繁体字 FBタイ語 Instagram(日本語) Instagram(外国語) Weibo WeChat NAVER blog RED | | | | |
| 6 | | FB日本語 FB英語 FB韓国語 FB中国語繁体字 FBタイ語 Instagram(日本語) Instagram(外国語) Weibo WeChat NAVER blog RED | | | | |

※ 当事業にて委託する媒体の受託実績を記入すること。
 ※ 国、地方公共団体、観光連盟等から受託したもののみとし、民間事業者の発注事業や再委託を受けた内容は記載しないこと。
 ※ 受託実績の確認に使用するため、幅広い媒体の受託実績を記載すること。
 ※ 確認のため、記載された事業に係る仕様書や契約書等を確認させていただく場合があります。

誓 約 書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

法人名

所在地

代表者名

この度の企画提案競技の参加に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- 2 宮崎県競争入札資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」の者又はこの委託業務と同様、同規模以上の業務の実績を有する者
- 3 法令違反等による処分が継続していない者
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- 5 この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でない者
- 7 県税に未納がない者
- 8 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- 9 本業務について、十分な業務遂行能力を有する者